

令和4年藤枝市議会
定例会6月定例会議会議案

令和4年6月6日
藤枝市長

目 次

議案番号	議案名	頁
第45号議案	令和4年度藤枝市一般会計補正予算（第2号）	別冊
第46号議案	藤枝市税条例等の一部を改正する条例	1
第47号議案	藤枝市駐車場条例の一部を改正する条例	5
第48号議案	藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例	6
第49号議案	藤枝市立総合病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	7
第50号議案	市有財産（岡部支所庁舎の一部）の無償貸付けについて	8
第51号議案	市有財産（土地）の取得について（岡部みわ保育園移設用地）	9

藤枝市税条例等の一部を改正する条例

(藤枝市税条例の一部改正)

第 1 条 藤枝市税条例（昭和 29 年藤枝市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の 4 第 1 項中「交付手数料」を「交付（法第 3 8 2 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料」に改める。

第 3 3 条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 3 7 条の 2 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 3 3 条第 6 項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 3 7 条の 2 第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第 3 4 条の 9 第 1 項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第 2 項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第 3 7 条第 1 項ただし書中「所得税法第 2 条第 1 項第 3 3 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 9 0 0 万円以下である者に限る。）の法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 0 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が 9 5 万円以下である者に限る。）で控除対象配偶者に該当しない者」に改める。

第 3 7 条の 2 第 2 項中「附記」を「付記」に改める。

第 3 7 条の 2 の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下である者に限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当する者で同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当する者を除き、合計所得金額が133万円以下である者に限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第37条の2の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下である者に限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第37条の2第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る

第 37 条の 2 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 20 条の 3 第 6 項中「年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第 25 条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第 26 条を削る。

(藤枝市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 藤枝市税条例の一部を改正する条例(令和 3 年藤枝市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 37 条の 2 の 3 第 1 項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者」を「扶養親族(」の次に「年齢 16 歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中藤枝市税条例第 33 条第 4 項及び第 6 項、第 34 条の 9 第 1 項及び第 2 項、第 37 条第 1 項ただし書並びに第 37 条の 2 第 2 項の改正規定並びに同条例附則第 16 条の 3 第 2 項、第 20 条の 2 第 4 項並びに第 20 条の 3 第 4 項及び第 6 項の改正規定並びに附則第 3 条第 3 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日
- (2) 第 1 条中藤枝市税条例第 18 条の 4 第 1 項の改正規定並びに次条の規定 令和 6 年 4 月 1 日

(納税証明書に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の藤枝市税条例(以下「新条例」という。)第 18 条の 4 第 1 項(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 38 条の 4 に係る部分に限る。)の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第 20 条の 10 の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第37条の2の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第37条の2の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の藤枝市税条例（次項において「旧条例」という。）第37条の2の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第37条の2の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第37条の2の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第37条の2の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の藤枝市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

藤 枝 市 駐 車 場 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

藤 枝 市 駐 車 場 条 例 (昭 和 53 年 藤 枝 市 条 例 第 18 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 2 条 の 表 を 次 の よう に 改 め る。

名 称	位 置
藤 枝 市 宮 藤 枝 駅 北 口 駐 車 場	藤 枝 市 駅 前 一 丁 目 8 番 2 5 - 1 0 1 号

第 4 条 の 表 中

「

定期駐車料金	1 か月	6,230円
--------	------	--------

を

」

「

定期駐車料金	1 か月	1 か月の全ての日について利用する場合	9,500円
		1 か月のうち土曜日及び日曜日以外の日を利用する場合	7,000円

に

」

改 め る。

第 5 条 第 2 号 中 「 (藤 枝 市 宮 藤 枝 駅 前 駐 車 場 に 限 る 。) 」 を 削 る。

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この 条 例 は、 令 和 4 年 1 0 月 1 日 から 施 行 す る。 た だ し、 次 項 の 規 定 は、 公 布 の 日 から 施 行 す る。

(経 過 措 置)

- 2 この 条 例 の 施 行 前 に、 令 和 4 年 1 0 月 1 日 以 後 の 期 間 に 係 る 定 期 駐 車 券 を 発 行 す る 場 合 に お け る 定 期 駐 車 料 金 は、 改 正 後 の 第 4 条 の 規 定 の 例 に よ り 徴 収 す る。

藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例

藤枝市手数料徴収条例（平成12年藤枝市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表の第7の部(1)の項中「第5項」を「第7項」に改め、「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を、「第5条第1項に規定する住宅性能評価書」の次に「（以下この項において「住宅性能評価書」という。）」を加え、「42,000円」を「41,000円」に、「確認書を添付する場合」を「住宅性能評価書又は確認書を添付する場合」に、「38,000円」を「37,000円」に、「61,000円」を「60,000円」に、「52,000円」を「51,000円」に、「118,000円」を「115,000円」に、「187,000円」を「183,000円」に、「77,000円」を「75,000円」に、「176,000円」を「172,000円」に、「280,000円」を「273,000円」に改め、同部(2)の項中「第5条第1項に規定する住宅性能評価書」の次に「（以下この項において「住宅性能評価書」という。）」を加え、「21,000円」を「20,000円」に、「34,000円」を「33,000円」に、「確認書を添付する場合」を「住宅性能評価書又は確認書を添付する場合」に、「30,000円」を「29,000円」に、「49,000円」を「48,000円」に、「31,000円」を「30,000円」に、「67,000円」を「65,000円」に、「107,000円」を「104,000円」に、「45,000円」を「44,000円」に、「99,000円」を「97,000円」に、「159,000円」を「155,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に申請を受け付けた別表の第7の部(1)の項及び(2)の項に規定する事務に関する手数料については、なお従前の例による。

藤 枝 市 立 総 合 病 院 使 用 料 及 び 手 数 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

藤 枝 市 立 総 合 病 院 使 用 料 及 び 手 数 料 条 例 (平 成 2 3 年 藤 枝 市 条 例 第 2 5 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

別 表 中 「 卵 管 結 紮 手 技 料 」 を 「 避 妊 (不 妊) 手 技 料 」 に 、

「

特別初診料	1回につき	5,500円	
特別再診料	〃	2,750円	

を

」

「

特別初診料	1回につき	7,700円	
特別再診料	〃	3,300円	

に

」

改 め る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 4 年 1 0 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

市有財産（岡部支所庁舎の一部）の無償貸付けについて

次の財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 貸付けをする建物

藤枝市岡部支所庁舎の一部

所在地 藤枝市岡部町岡部6番地の1

構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3階建

貸付面積 2997.94平方メートル

うち497.00平方メートル

2 貸付けをする相手方

藤枝市岡部町岡部6番地の1

志太広域事務組合

管理者 焼津市長 中野 弘道

3 貸付条件

(1) 使用目的

志太広域事務組合が事務所として使用する。

(2) 貸付期間

令和4年10月1日から令和14年9月30日まで

市有財産（土地）の取得について（岡部みわ保育園移設用地）

次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9
6条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 土地の所在 藤枝市岡部町三輪字向原685番2
- 2 地 目 宅地
- 3 地 積 7, 725. 17平方メートル
- 4 取得の方法 売買契約
- 5 取得価格 93, 565, 820円
- 6 契約の相手方 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県
静岡県知事 川勝 平太

令和4年藤枝市議会定例会6月定例会議会 議案提案理由書（第46号議案～第51号議案）

第46号議案

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、市民税における住宅借入金等特別税額控除の期間延長及び固定資産税における「わがまち特例（下水道除害施設）」の特例率の変更など所要の改正を行うものであります。

第47号議案

藤枝市営藤枝駅前駐車場用地の売却に伴い、藤枝市営藤枝駅前駐車場の用途を廃止するとともに、新たに藤枝市営藤枝駅北口駐車場に定期駐車を可能にする改正を行うものであります。

第48号議案

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴い、既存住宅の認定制度が新設されたことに伴う手数料額の規定及び手数料額の一部減額改正などを行うものであります。

第49号議案

令和4年度の診療報酬改定に伴い、紹介状を持たない患者等の特別初診料・特別再診料の改定及び一部手技料の名称変更を行うものであります。

第50号議案

藤枝市岡部支所庁舎の一部を志太広域事務組合事務所として無償で貸し付けていることについて、その更新をするものであります。

第51号議案

静岡県が所有する静岡県警察本部岡部町公舎跡地について、岡部みわ保育園の移設用地として、総地積7,725.17平方メートルを取得するため、静岡県と売買契約を締結するものであります。